

富山地方最低賃金審議会
令和6年度第2回百貨店,総合スーパー最低賃金専門部会 議事録

1. 日 時

令和6年10月22日(火) 10:00~11:30

2. 場 所

富山労働総合庁舎 5階大会議室

3. 出席者

公益代表委員	高倉委員、長尾委員、柳原委員
労働者代表委員	加藤委員、山本委員、鈴木委員
使用者代表委員	江下委員、中委員、寺山委員
事務局	倉重労働基準部長、成田賃金室長、佐竹賃金室長補佐

4. 議事次第

- (1) 最低賃金改正による影響率について
- (2) 金額審議
- (3) その他

5. 資料

別添のとおり

6. 議事内容

[佐竹賃金室長補佐] 定刻となりましたので、第2回百貨店,総合スーパー最低賃金専門部会を始めさせていただきます。

本日は全委員の御出席を賜っており、定足数を満たしていることより、本会議が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

それでは、以後の議事進行は、高倉部会長にお願いいたします。

[高倉部会長] ただ今から、令和6年度第2回百貨店,総合スーパー最低賃金専門部会を開催します。

本日は2回目の部会審議ですが、労使各側の歩み寄りにより、全会一致での結論が得られるよう御協力をお願いいたします。

それでは議事1 最低賃金改正による影響率について事務局から説明してください。

[成田賃金室長] 賃金室長の成田です。本日もよろしくお願いたします。

それでは、先般、労働者代表委員より資料提出が求められました影響率について説明いたします。

資料No.4 総括表(1)を御覧ください。

まず、言葉の定義ですが、影響率とは最低賃金を改正した後に、改正後の最低賃金を下回ることとなる労働者の割合、つまり、賃上げが必要となる労働者の割合を指します。

一方、改正前にすでに最低賃金を下回っている労働者の割合を未満率と言います。

それでは、総括表（１）を御覧ください。これは、今年度、実施した最低賃金に関する基礎調査の回答から集計したものです。

対象事業所は、富山県内に所在する、百貨店、総合スーパーを営む事業所です。

総括表の一番上の行を御覧ください。左から時間当たり所定内賃金額（３手当を除く）、合計、規模別、年齢別とあります。

時間当たり所定内賃金額（３手当を除く）は、回答のあった今年６月の賃金から、精皆勤手当、通勤手当、家族手当の３手当を除いて、それを時間単価に割り戻した額です。

その右横に合計として上下２段で数字が並んでいます。

例えば、資料１枚目の一番下時間当たり所定内賃金額の９８９円の右横 上段には１０という数字があります。これは時間当たり１円から９８９円の間で働く労働者数の累計となります。そして、下段カッコ内の数値は、合計の労働者１，６６４人に占める割合で、この数値が影響率或いは未満率となります。

影響率、未満率は、確認したい金額のひとつ下の階層の累積構成比を見ることとなります。

例えば、今年度の改正額が１，０００円とした場合の影響率は、そのひとつ下の階層である９９９円の行のカッコ内の数値が影響率を示しており、影響率は０．６％となります。

また、現在の未満率は、現行最低賃金額の１円下９５４円の行を御覧いただいて、０％ということが分かります。

なお、この数値は回答が得られた調査結果を統計的な手法で復元したもので、特定最低賃金の場合、母数・回答数ともに限られているため、一定程度の誤差が生じる点は御承知おきください。

以上です。

[高倉部会長] それでは議事２の金額審議に移ります。

前回は労使各側の主張を伺ったところですが、前回の主張について、追加・変更すること等がございましたらお伺いしたいと思います。

労働者側はいかがでしょう。

[加藤委員] 補足で御説明させていただきます。本日もよろしく申し上げます。前回の第１回専門部会では、使用者側と公益側の先生から百貨店、総合スーパーの必要性について、様々な御意見をいただきました。ありがとうございました。本来、この専門部会において、必要性ありを前提に金額審議を議論する場と思っておりますが、この特定最賃の必要性に関して、深い合意を得られないまま、金額審議に進んでも建設的な議論にならないのではないかというふうにも理解しています。改めて、本日第２回専門部会においても、前回の議論を踏まえ、特定最賃の必要性について、労働者側より補足説明をさせていただいたその後に、金額の水準について議論をさせていただけたらと思っております。なお、特定最賃の審議はあくまで、産業労使のイニシアティブに基づいて議論すべきとありますので、公益の先生方には、公正な立場で御助言、御判断をいただきたいと思っております。続いて鈴木委員から補足説明いたします。

[鈴木委員] それでは私の方から前回の議論を踏まえて、補足として労働側の考え方の一端

を述べさせていただきたいと思っております。元々我々3人は、UAゼンセンに所属してはいますが、UAゼンセンの基本的な考え方に関して、公表したいと思っておりますけれども、これは綱領といったところに謳われておまして、雇用の安定とか労働条件、生活条件の維持改善、それから相互扶助の充実により働く者の経済的、社会的地位の向上といったものを我々は求めながら、様々な活動を行っております。少しでも地域における我々の産業の優位性を高めて、向上させていきたい考え方の表れでもあります。そういう意味では、最低賃金においても地域別最低賃金といったセーフティネットよりも高い水準を目指す取組を我々としては求めていきたいと思っております。次に、これまで富山県における百貨店、総合スーパー特定最賃では、労働協約ケースで申請、申出を行っておりますが、ここでの適用労働者数については、概ね1/3以上に達していることが条件であることは、御存知のとおりでございます。33.3%を超えるシェア、合意率が必要となっておりますが、本年の申請を見ていただくと、合意率は80.3%になります。昨年は82.9%で1/3以上を大きく上回る水準で申請をさせていただいていることになります。2020年からの5年間の平均でいくと76.4%と大幅に上回っております。この水準は、他の特定最賃と比較すると一般機械・自動車附属品製造業は47.8%、電気機械器具製造業は43.9%であり、百貨店、総合スーパーの合意率、シェアは高いことが御理解いただけるかなと思っております。このことは、百貨店、総合スーパーの労使が、過去からの特定最賃を意識して、企業内最低賃金を協定化してきたことの1つの表れかなと思っております。産業労使が特定最賃を前提として賃金水準を考慮していること自体が、そもそも必要性を表していると思っております。それから前回の専門部会の中で、使用者側委員から特定最賃が地域別最低賃金に埋もれてしまっているのでは、特定最賃の役割、機能は終わっているという趣旨の御発言があったかと思っております。それに対して、我々は全くそう思っていないこともこの場で考え方を御披露したいと思っております。百貨店、総合スーパーの特徴は、収益力の高さ、幅広い多岐にわたる商品、ワンストップで買い物ができる利便性、高品質な商品とサービスの提供、それから顧客の多様なニーズに応える役割、さらに、文化的で豊かさを感じられる地域の生活水準の向上などが挙げられるわけですが、それを支えているのは従業員でありまして、その従業員の賃金水準のベースを上げるのが、百貨店、総合スーパーの特長の役割だと認識をしております。そういう意味では、一般的な産業よりも高い水準の方が良いと考えているのが、労使共通の考え方だと我々は認識しております。次に本年度、春の賃金交渉の結果を御披露したいと思っております。我々のデータで大変恐縮ですが、UAゼンセンの賃上げの交渉では、パートタイマーの時間給の賃金引上率、加重平均になります。大きな括りで流通関係は64.6円、前年比で+12円。それから製造産業関係は29.9円、昨年対比▲8.5円です。流通や製造以外の総合サービス部門は53.5円で+1.7円。ですから流通部門が12円、製造が▲8.5円、それ以外の総合サービスは+1.7円と、加重平均での賃上げが示されております。そういう意味では、流通部門全体で見ると、他の産業と比べると大幅に高い賃上げになっているとお伝えできると思っております。このことは、流通産業の労使で、賃金を引き上げていかないと人材確保ができないという意思表示が表れていると認識をしております。その賃金を引き上げるベースが最低賃金でありまして、特に流通業界を牽引する百貨店、総合スーパーの賃金水準は業界内でも大きな影響力を持っており、産業全体の経済的、社会的地位の向上に寄与していると自負しておりますし、前回の労働側の説明に、初任給が大幅に上がった理由についても関連していると言えるかと思っております。続いて山本委員からお願いします。

[山本委員] 山本でございます。本日、よろしくお願いいいたします。前回の専門部会で優秀な人材とはいわゆる正社員のことで、パートタイマーは当てはまらないのではないかという趣旨の発言があったかと思われまます。流通業の現場では、それぞれの役割に応じて業務を行っており、現場では商品の品出し・陳列を行ったり、接客サービスの提供といった二次業務などの基幹業務を行っております。その先には地域のお客様の生活を豊かに安全にするために、正社員とパートタイマーがチームで働いています。従業員の多くが、時間給で働いていただいているパートタイマーの皆様でございます。その皆様においても優秀な人材が欠かせない存在です。使用者側委員の皆様におきましても、特定最低賃金が地域別最低賃金に埋没してしまっている状況の中で、特定最低賃金の役目は終えているという趣旨の御発言があったかと思ひます。しかしそれは水準の問題点であり、機能や役割までは消滅したと私たちは考えておりません。したがって、その水準を今回の専門部会で議論させていただきたいと考えております。労使間のイニシアティブで水準を議論するためには、金額提示が必要となっております。既に私たち労働者側が1,012円を提示させていただいております。本日の専門部会では、使用者側委員から金額提示とその根拠を是非お示しいただきたいと思ひます。続いて鈴木委員からお願いします。

[鈴木委員] 私の方から少しマクロ経済的な視点から、特賃引上げの根拠になるお話をさせていただきます。もう既に新聞等で御案内しておりますが、経済3団体の経団連、日本商工会議所、経済同友会のそれぞれのトップの発言では新首相に対して、来年度以降も持続的な賃上げを実現するために企業の成長を促進する経済政策を求めていると公表されております。中でもデフレから完全脱却するために、経済界としても投資や賃上げを続けたいとの経営者トップの発言が一部見受けられます。それに対して、新首相の1つの政策だと思ひますが、最低賃金を引き上げていくという政府の目標は出来るだけ前倒しするということでもあります。それから日銀が10月に発表した景気判断は、北陸の能登半島地震の影響が見られるものの、緩やかに回復しているとされております。その中の項目では、人手確保のための賃上げの動きである「雇用」の判断については「緩やかに改善している」と報道されております。そういう意味では、政府、それから経済界、そして労働界の世の中全体が物価上昇を上回る持続的な賃上げが必要であり、デフレ経済から脱却することが重要であると三者共通の認識だと改めてこの場で押さえておきたいと思ひております。そして、デフレ経済からの脱却のためには、GDPの約6割を占める個人消費の活性化が求められております。そのために個人消費に回せる持続的な賃上げと消費行動を促す流通サービス業の活性化が重要だと考えております。こういった情勢からも百貨店、総合スーパーの特定最賃については、今だからこそ重要であると認識をしております。ただ、そうは言っても使用者側委員が御心配されている急激な最低賃金の引上げは、体力の少ない中小企業にとって致命的なインパクトになるとの御指摘のとおり、ごもっともだと我々は考えています。なるべく影響度合いを緩和させる意味でも企業間、労使での取組を超えた賃金引上げを支援する施策は、我々の範疇ではありませんので、政府や行政に要請するとともに、労務費を含む適正な価格転嫁の取組についても、労使共通の認識だと考えていると付け加えておきます。さらに、今月10月に入り、新聞報道でも見ておりますが、身近な生活用品の物価もさらに上昇しております。物価上昇を上回る賃金引上げが求められている今、地域別最低賃金よりも高い水準を百貨店、総合スーパーの特定最賃の優位性を労働者側として求めている

きたいと思っております。続いて加藤委員よろしく申し上げます。

〔加藤委員〕 当社大和のお話をさせていただきたいと思っております。前回の専門部会で御説明したとおり、大和の業績はコロナ禍以前まで回復していると申し上げました。経営側からは回復しつつありますが、依然として財務基盤が脆弱であるという内容の御説明もいただいております。先般、10月10日に中間決算の発表をさせていただいております。前回予想値より上方修正をした経常利益、また純利益については約1億6000万と公表させていただいております。さらに、2月の本決算も上方修正して、純利益は80%増と当初予想より非常に大きくプラスとなる見込み金額となっております。このことから、財務性基盤が脆弱であるという内容を理解しないわけではないですが、数値の部分で改善の兆しもあるのではないかと認識しております。もちろん、特定最賃を議論する上で、当社の業績が増える仮定であることは理解しておりますが、特定最賃の水準議論の中で当社の目標は、多少なりとも汲み置きいただけるかなという認識を持っております。また、石川県の百貨店、総合スーパーの特定最低賃金の水準も意識しつつ、富山における特定最賃の議論をさせていただきたいと思っております。続きまして山本委員から申し上げます。

〔山本委員〕 金額の設定の補足説明と金額の再提示をお伝えさせていただければなと思えます。UAゼンセンの今年の流通部門のパートタイマーの賃金引上率が6.51%で、現行水準955円に当てはめると1,012円になります。事務局に賃金水準を議論するための資料として、影響率のデータも要請させていただきました。その資料によると、前回の労働側から提示した1,012円の影響率は2.3%とかなり低い数字となっているのではないかなと考えております。このことは、最低賃金を意識して地域別最低賃金よりも高い水準での採用を設定している企業も多いかと読み取れます。しかしながら1,012円の水準は労使間の隔たりも大きいと考えておりますので、金額を1,010円で再提示させていただきたいと思っております。根拠につきましては、鈴木委員よりお話いたします。

〔鈴木委員〕 今、1,010円という新たな金額を再度提示させていただきました。これは一重に歩み寄りたいということで数字を見直した結果でございます。これは地賃の998円に+12円で1,010円としたわけですが、先ほど申し上げましたパートタイマー賃金引上率6%という話をしましたが、それよりもなんとか内側に押さえた率で、再度計算しますと1,010円かなと。それから過去から金額設定の端数処理については、5円単位で行っていることも踏まえすと、前回の1,012円から2円引き下げて1,010円の切りのいい金額で再度提示をさせていただきたいと思っております。こちらは、影響率についても前回の1,012円とあまり変わらないと考えた上で、さらに引き下げた金額での提示をさせていただきたいと思っております。労働側からは以上です。

〔高倉部会長〕 ありがとうございます。それでは、使用者側から申し上げます。

〔中委員〕 御説明ありがとうございます。幅広い視点で御説明いただきまして、今の世のこの流れとか改善状況からするとおっしゃるとおりだと思います。御説明があつた中でマクロの

説明がありました。確かに、マスコミでもいろんなところを見てもそのようなことかと思いません。都心と地方の格差がまだあり、コロナ禍やいろんな地政学的な情勢がまだ落ち着いていない中で業績が回復しているところは、他産業でもそれは事実だと思います。マクロ経済的に見た中で賃上げ、日銀短観はおっしゃるとおりだと思います。ただ、一方でマクロ経済的に全国の倒産件数とかを冷静に見ますと、2024年度の上半期は3年連続で20%ぐらい増加になっている事実もあります。だからといって、大きな回復の流れというのは確かにあるわけですが、中小・小規模事業者は業績的に不安を抱えている部分も傾向としてあり、特に地方の方は課題があるのではないかなと思います。ただ先ほど御説明いただいたように、百貨店、総合スーパーの役割は、地域の文化的な口上で客のニーズに具体的にお応え出来るように、いろんな多面的な役割が重要であることは経営者も当然認識しているかと思えます。高収益という言葉があったと思いますが、百貨店でも流通ではいくつかの業態があるわけですが、GMS、ショッピングセンター、百貨店もそうですが、地方のいろんなマーケティング状況を考えますと、採算ベースでいくと厳しい経営の中でなんとか従業員を守って、そして地域に貢献していくことが垣間見られるのが事実かなと認識を持っています。流通全体の大手も含めた収益力は全体的に見れば、確かに向上しているかと思えますが、当社で恐縮ですが、先日決算発表がありました、本業以外の部分で企業努力し、営業利益また経常利益、純利益を向上させている努力もあると認識をしております。前回も言いましたけれども、当社で言いますと、連結で営業売上高、営業利益率は1.5%程度と業界でも低い水準ですし、これから努力をして、お客様に信頼を得て従業員にも、当然一緒にこのマーケットの地域貢献、それから業界の発展なり、自社の発展なりしていくといった視点で経営者側も努力しているのは承知のことだと思います。売上について金沢はインバウンドで非常に伸びていますが、富山の場合は第1四半期でも前年を超えるのは難しい状況です。先ほどの加藤委員の発言のとおり、確かにいろんな企業努力をしながら回復傾向にあるのが事実でございますのが今は、回復に向けての端境期にあるという認識も申し添えたいと思います。以上です。

[高倉部会長] ほかにはございませんか。

[江下委員] まず、経団連発表の賃上げ率は確かに上がっています。毎年、中小・小規模企業を対象とした調査をしています。今年度の小売業を見ますと1.76%で、現状はマスコミ等で言われているような賃上げ率とは程遠い状況です。あと、先ほどの優位性についてですが、百貨店と総合スーパーは今、同列で考えていますが、私の認識では百貨店の場合は対面販売で、店員が商品知識をアドバイスされることがありますが、総合スーパーではまず無いですね。総合スーパーでは、お客さんが来て物を選びレジで支払う、そして昨今はセルフレジです。いつも言っていますが、これだけ業態の違う百貨店と総合スーパーを同列、同じ分類で考えるのは私としては納得いかない部分です。あとは、業績回復ということですが、イオンさんの直近の決算発表での数字は、そんなに良くないですね。

[山本委員] そうですね、今、過渡期には来ているかと思えます。

[江下委員] その要因はもちろん電力料金等も上がっていますが、1つ大きな要因としては

労務費の上昇です。仮にこのまま労務費が上がっていきまると、例えばバックヤードで働いている人には自動化とかロボット化するのではないかと、企業は防衛的措置としてそうするはずで。そういった時に要は、その人たちの雇用の場が失われる可能性もあるということです。総合スーパーではないですが、例えば食品工場では10人でやっていて、これだけ賃金が上がりました。そうすると機械が3000万も4000万もかかるが、長期的に見れば一人でやるよりも安く上がります。労働時間の規制も無くなるとなれば、そこで働いている人たちの雇用が無くなると思います。実態はよく分かりませんが、例えば商品の陳列とか、そういった仕事をしていらっしゃる方は、国も言っていますが生産性の向上というのは、極端に言えば人件費を減らすことになります。売上が変わらないなら、人件費を減らせば生産性が向上するわけです。逆に働く人たちの雇用の場が失われていくのではないかなと思います。それと、地方百貨店は毎年のように閉店が相次いでいます。その原因は百貨店としてのビジネスが成り立たなくなっているのではないのでしょうか。人口減少もあるでしょうし、コストの上昇もあるでしょう。以前のように百貨店に行けば何でも揃っている時代では無くなります。ネットもありますし、百貨店でしか手に入らないという時代ではもう無くなっていますよね。専門性とか品揃えを高めるために専門店とかのテナントがいらっしゃいますが、百貨店自体が今までと形態が違っていき、消費者も見方が変わっていきます。そういった中で、今後生き残っていくためには、財務体質の強化、あるいは効率化だと思います。

[寺山委員] 先ほどから労側の委員からお話いただいたことは、ごもつともだと思います。マクロ経済的なもの、数値的にはそのとおりだと思います。ただ、実際に足元の数字について、昨年の百貨店955円に対して春闘の改定率、賃上げ率をお話させていただきます。この連合富山さんからの引上げ率、改定率は4.49%、955円に対して4.49%を上げると998円で今の地賃と同じになります。そして、富山経協の製造業、非製造業に分けた時の非製造業の改定率が3.83%で992円です。まず、このベースに対して足元で実際に調査した賃上げ改定状況の比率であることを御理解いただきたいです。もちろん全国で見て、連合さん、経団連の比率も似ています。それとパートアルバイトの項目では、例えば日商さんのパートアルバイトは3.43%で988円です。今年度の地賃の998円には届かないことが実態としてあります。ただ、一方で地賃が50円引き上げられると御存知の通り、政府の方針で5年後ぐらいに最低賃金加重平均で1,500円に到達させたいとあります。今の与党野党の中でも今、衆院選に向けての公約に大きく掲げられております。その1,500円は具体的にどのようにするのかを、特賃の部分と地賃との違いでお話をさせていただきますが、地賃が2029年に1,500円に到達するためには、改定率を毎年7%以上で、金額に換算して90円以上を上げていくことになります。おそらく来年はそれに近い形になるか分かりませんが、地賃が大幅に上がっていくと予測されます。先ほど足元の数字を言いましたが、その改定率に対して確かに優位性が必要なのでしょうかけれども、地賃がこれだけ急上昇すると、富山県においての必要性が本当にどこにあるのかということです。全国的に見ましても富山県と石川県は百貨店がございます。それ以外に全国では2件しかありませんね。全国的に見ても百貨店、総合スーパーの特賃の件数は、非常に少なくなっていることも御理解いただきたいです。なぜ、そうなっているのかということですね。今は地方創生と言われていますが、金額が上がりますと中小零細へのしわ寄せ、地方企業に対してのしわ寄せで逆行するのではないかと、地方創生で政府が言われていることに対して、逆行する動きもあるのでは

はないかと企業側は危惧しております。それと先ほどから2人の委員から話がありましたが、これだけの大幅な金額上昇になりますと、これからさらに倒産件数が増えていく懸念もございます。企業努力で生産性を上げなさいというお題目はありますが、実際に出来るところと出来ないところがある訳で、出来るところは上げてもらえばいいですが、この特賃を考えると、その部分の実効性が少なくなっています。もう一つは、やらないわけではなくて、やっていけないといけないですが、地賃の時にもお話をさせていただきましたが、少し時間を置きながら進めていかないと、ここに来て急速に上がるとついていけない企業がたくさん出てきます。そういったところで、労使共に共通の認識である事業継続と雇用維持が維持できなくなれば本末転倒なので、御理解いただきたいと思います。以上です。

[高倉部会長] ありがとうございます。それでは、審議を進めたいと思います。

[加藤委員] 発言よろしいでしょうか。いろいろとありがとうございます。手短にお話させていただきたいと思いますが、今、使用者側の委員から頂戴した内容は、理解していないわけでもございませんし、理解した上で我々の立場で話をさせていただいております。私、この特賃の審議会に参加させていただいて数年になりますが、全会一致で進んできた歴史もありますし、昨年使用者側の委員には寛大な御判断をいただいた認識も持ち合わせております。昨年の着地した結果が、地賃に対しては7円プラスで落ち着いておりまして、凶らずも結果として石川県を上回ったことがございました。これはコントロールしたわけではなく、この場で真剣な論議の中で出てきた数値と受け止めておりますが、結果として、北陸に店舗を構えている弊社の中では、富山で働く人間に活力を与えるような数字であったかと思っております。何を申し上げたいかと言いますと、全会一致については歩み寄りが必要であり、理解に関してはお互いが出来ていると思っております。この後、個別の審議になるかと思いますが、労働者側を代表して、是非今回も寛大な御判断を公労使三者で結審に至ればと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

[高倉部会長] それでは金額審議に入りたいと思います。前回、労働者代表委員から1,010円の金額提示がございました。まだ、使用者側代表委員からは金額提示はされていないと思います。このまま、全体でお伺いしますか。それとも個別に伺った方がよろしいでしょうか。

[労使各側委員] 個別審議をお願いします。

[高倉部会長] 個別に進めさせていただきます。まず、労働者側からお話を伺いますので、使用者側はお呼びするまで、控室でお待ちください。

(二者審議)

[高倉部会長] 部会を再開します。

本日も労使各側から御主張をお伺いしました。

双方から歩み寄りをいただき、労働者代表委員は1,010円、使用者代表委員1,000円が御提示

されました。

双方の主張にはまだ隔たりがあるものの、調整の余地もあるように思われますので、第3回の専門部会を開催して再度審議したいと存じますが、いかがでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[高倉部会長] それでは、次回は10月28日(月)午後2時00分から、この5階会議室で開催し、再度審議を行いたいと存じます。

全会一致で結論が得られますよう、各側委員の御協力をよろしくお願いします。

そのほか何かございますでしょうか。なければ、本日の審議は以上で終了いたします。

なお、本日の専門部会の議事録確認担当委員には、私のほか、

労働者代表委員からは、加藤委員

使用者代表委員からは、江下委員

のお二人をお願いしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

[労使委員] 異議なし。

[高倉部会長] それでは、加藤委員と江下委員には、後日、本専門部会の議事録を御確認いただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、お疲れ様でした。